

**在留申請オンラインシステムの申請項目CSV等情報  
利用規約**

**1. 0版**

**令和3年10月20日**

**出入国在留管理庁**

### 改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容	備考
1	1.0 版	2021/10/20	新規作成	-	

## 在留申請オンラインシステムの申請項目CSV等情報利用規約

### 第1条（目的）

出入国在留管理庁は、同庁が運用する在留申請オンラインシステムと民間事業者等が在留諸申請をオンラインで実施するために、マイナポータルAPIと連携してサービスを提供するソフトウェア（以下「申請ソフト」という。）の開発に必要な情報等を提供する。

本利用規約は、申請ソフトの開発者が在留申請オンラインシステムの情報を利用するに際して遵守すべき諸条件等、必要な事項について定めることを目的としている。

開発者は、申請ソフトの開発に当たって、マイナポータルAPIの利用規約のほか、本利用規約に定める事項を遵守すること。

### 第2条（定義）

本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 1 「在留申請オンラインシステム」とは、出入国在留管理庁が運用する在留諸申請等をオンラインで行うことができるシステムをいう。
- 2 「在留諸申請等」とは、在留申請オンラインシステムで申請を受け付けている在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請、就労資格証明書交付申請、在留申請オンラインの利用者登録（個人申請に係るもの）をいう。
- 3 「マイナポータルAPI」とは、デジタル庁が運営するオンラインサービスをいう。
- 4 「申請ソフト」とは、在留諸申請等をマイナポータルAPI経由で申請可能とするソフトウェアで民間事業者等が開発・提供を行うソフトウェアをいう。
- 5 「開発者」とは、申請ソフトの設計・開発・提供を行う民間事業者等をいう。
- 6 「申請項目CSV等情報」とは、申請ソフトからマイナポータルを経由して、在留申請オンラインシステムが受け付ける際の申請データ項目CSVレイアウト、業務コード、チェックテーブル及び関連項目チェック条件などを定義した情報類をいう。

### 第3条（申請項目CSV等情報の申込み）

- 1 開発者は、申請ソフトの開発を行うに当たって、申請項目CSV等情報提供申込フォームにより、必要な情報の提供を出入国在留管理庁に申し込むことができる。
- 2 開発者は、申請項目CSV等情報の提供を受けるに当たって出入国在留管理庁に虚偽の情報を告知しないこと。

### 第4条（個人情報等の取扱い）

出入国在留管理庁は、申請ソフトの開発において、開発者から取得した個人情報等を在留申請オンラインシステムとマイナポータルAPI間での連携による在留諸申請等の受付、運用管理に必要な範囲で開発者の情報を利用する。

### 第5条（情報セキュリティ要求事項の遵守）

- 1 開発者は、申請ソフトウェアの開発に当たり、マイナポータルAPIにおいて定める

情報セキュリティ要求事項を遵守すること。

- 2 出入国在留管理庁は、前項に示す情報セキュリティ要求事項が遵守されていないことが確認された申請ソフトウェアについて、在留申請オンラインシステムへの接続を制限することができる。

#### 第6条（禁止事項）

- 1 開発者は、申請項目CSV等及びこれに関する著作物を利用するに当たって、以下に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 申請項目CSV等及びこれに関する著作物を本来の目的以外で利用すること
  - (2) 申請項目CSV等及びこれに関する著作物を利用して在留申請オンラインシステムに不正にアクセスすること
  - (3) 申請項目CSV等及びこれに関する著作物を利用して在留申請オンラインシステムの運用を妨害すること
  - (4) 在留申請オンラインシステムの運用に支障を及ぼす内容又はそのおそれのある内容を含んだソフトウェアの開発
  - (5) 法令若しくは公序良俗に違反する内容、又はそのおそれのある行為をすること
  - (6) 出入国在留管理庁に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又は同庁に対して虚偽の情報を告知すること
  - (7) その他、出入国在留管理庁が不適切であると判断する行為
- 2 出入国在留管理庁は、開発者が前項各号に掲げる事項を行った場合、又は行うおそれがあると判断した場合、当該開発者に事前に通知することなく、当該行為を排除するとともに、その他必要な措置を講ずることができるものとする。

#### 第7条（著作・知的所有権）

- 1 申請項目CSV等情報及びこれに関する著作物（本利用規約等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、出入国在留管理庁に帰属する。
- 2 開発者は、サービス開発に際して申請項目CSV等情報及びこれに関する著作物を以下の各号に示すとおり扱うものとする。
  - (1) 申請用サービスを開発するためにのみ使用すること
  - (2) 複製、解析、改変、編集、頒布及びリバースエンジニアリングを行わないこと
  - (3) 営利目的の有無に関わらず、第三者に貸与、譲渡又は担保権の設定をしないこと
  - (4) 著作権表示若しくは商標権表示を削除又は変更しないこと

#### 第8条（免責事項）

- 1 出入国在留管理庁は、申請項目CSV等情報を使用したことにより開発者に生じた損害及び開発者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 2 出入国在留管理庁は、申請項目CSV等を使用し、マイナポータルAPI経由で登録されたデータの消失等あらゆる損害について、開発者に対し一切の責任を負わないものとする。

のとする。

#### **第9条（本利用規約の変更）**

- 1 出入国在留管理庁は、開発者への事前の通知を行うことなく、本利用規約を改正できるものとする。
- 2 本利用規約の改正を行った場合、出入国在留管理庁のホームページに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとする。
- 3 本利用規約の改正を行った場合、開発者は、改正後の本利用規約に従うものとする。

#### **第10条（準拠法及び管轄）**

- 1 本利用規約の準拠法は日本国法とする。
- 2 本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第11条（使用言語）**

利用上の手続及び問合せ等は、日本語で行うものとする。